

毎週火、金曜日発行（休刊日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可（きせき日）

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- ◇告示 漁業法による司法警察員の指名
- 建設業者の登録
- 建設業者の登録更新
- 畑地区の指定
- 急傾斜地帯の指定
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集

規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年五月二十九日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県規則第三十七号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表百九中「肥料生産業者登録手数料」を「肥料登録手数料」に改め、同表百十中「肥料生産業者登録更新手数料」を「肥料登録更新手数料」に改める。

別表中百三十の次に次のように加え、百三十一を百三十二とする。

百三十一 米飯提供業者登録票書換交付手数料 百円
百三十二の次に次のように加え百三十二を百三十四とし以下二ずつ繰り下げる。

百三十三 狩獵登録票再交付手数料 二百円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第五項の規定による司法警察員として職務を行う者を次のように指名した。

昭和三十一年五月二十九日

鳥取県知事 遠藤

藤

茂

司法警察員証番号

氏名

職名

勤務所

指名期間

指名更新

摘要

四二五 油井 恭

技行吏員

水産課

昭和三十一年四月一日から昭和三十一年三月三十一日まで

指名更新

四二六 山本 勲

〃

〃

〃

指名更新

四二二 田中 時一

〃

〃

〃

指名更新

鳥取県告示第二百十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八條の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十一年五月二十九日

鳥取県知事 遠藤

藤

茂

登録番号

登録年月日

商号又は名称

おこな営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録 (七) 第四二五号

昭和三十一年五月十四日

中尾建設

八頭郡若櫻町大字若櫻一、一九七

中尾文昭

〃 第四二六号

〃

田中工作所

米子市立町一丁目七三

田中末雄

〃 第四二四号

〃 五月八日

有限会社 城東塗工社

鳥取市藪片原町一八

伊藤行夫

鳥取県告示第二百十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八條の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録した。

昭和三十一年五月二十九日

鳥取県知事 遠藤

藤

茂

登録番号

登録年月日

商号又は名称

おこな営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録 (七) 第九〇号

昭和三十一年三月二五

千代川建設株式会社

鳥取市古市新道四〇六

西村 義雄

〃 第九八号

〃

小林組

〃 行徳一八四

小林 菊造

〃 第一四五号

〃 三、一五

小山組

〃 吉方一八六ノ五

小山 富藏

〃 第一四六号

〃 三、一七

有限会社 赤松組

〃 上魚町二四

赤松幸三郎

〃 第三〇五号

〃 三、九

田中工務店

八頭郡智頭町智頭一、六四三ノ一

田中 辰治

〃 第三一二号

〃 三、二五

大和建設株式会社

〃 六三八ノ三

笹尾 国藏

〃 第三〇六号

〃 三、九

河金組

東伯郡羽合町橋津

河金 敬義

〃 第三〇八号 〃三、二五 村山組
 〃 第三〇七号 〃三、九 長岡組
 〃 第三一〇号 〃三、二五 有限会社 永見組
 〃 第四四号 〃三、一〇 富士建設株式会社
 〃 第三〇四号 〃三、九 松本工務店

〃 三朝町三朝 村山 治隆
 西伯郡大高村大字尾高一、四二七 長岡 一
 境港市佐斐神一、四七七 永見 至誠
 米子市万能町三八 中本 正治
 日野郡根雨町根雨九〇一ノ三 松本 房義

鳥取県告示第二百十二号

畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）第四條の規定に基く畑地区の指定（昭和二十八年十二月鳥取県告示第五百七十五号）を次のように改める。

昭和三十一年五月二十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

畑地区としての指定市町村の区域

鳥取市 但し昭和三十年七月二十日合併以前の区域
 倉吉市
 米子市
 境港市
 気高郡 青谷町（旧青谷町及び日置村の区域） 気高町

（旧酒津村、逢坂村及び浜村町の区域） 鹿野町
 東伯郡 羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、由良町、東伯町、赤碕町、中山村
 西伯郡 西伯町、会見町、岸本町、県村、春日村、大高村、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、逢坂村
 日野郡 高宮村、伯南町（旧日野上村の区域） 多里村、福栄村、石見村、根雨町、江府町、溝口町

鳥取県告示第二百十三号

急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百

三十五号）第三條第三項の規定に基く急傾斜地帯の指定（昭和二十七年十一月鳥取県告示第五百四十号）を次のように改める。

昭和三十一年五月二十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

急傾斜地帯としての指定市町村の区域

鳥取市 中郷及び稲葉地区の区域並びに神戸、大和、東郷、明治、吉岡及び米里地区（旧神戸村、大和村、東郷村、明治村、吉岡村及び米里村の区域）
 倉吉市
 岩美郡 津ノ井村、宇倍野村、大成村、岩美町（旧蒲生村、岩井町、小田村、本庄村及び東村の区域）
 福部村
 八頭郡 郡家町、船岡町、河原町、八頭村、丹比村、若櫻町、上私都村、中私都村、用瀬町（旧大村及び社村の区域） 佐治村、智頭町（旧智頭町の区域）

気高郡 気高町（旧宝木村の区域） 鹿野町（旧鹿野町及び小鷲河村の区域） 青谷町
 東伯郡 羽合町（旧浅津村、橋津村及び宇野村の区域）
 泊村、東郷町、三朝町（旧小鹿村、三徳村、旭村及び竹田村の区域） 関金町、北条町（旧下北条村の区域） 大栄町、東伯町（旧下郷村、上郷村、古布庄村及び八橋町の区域） 赤碕町、中山村（旧上中山村の区域）

西伯郡 西伯町（旧天津村、法勝寺村、上長田村及び東長田村の区域） 会見町（旧賀野村及び幡郷村諸木部落の区域） 岸本町（旧幡郷村の一部の区域） 淀江町（旧宇田川村の区域） 大山町（旧大山村の区域） 逢坂村
 日野郡 黒坂町、高宮村（旧大宮村の区域） 伯南町、多里村、福栄村、石見村、根雨町、江府町、溝口町

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年五月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄

一 日時 五月三十日 午後一時

二 場所 鳥取市吉方 久校閣

三 議題

(一) 公職選挙法による選挙事務規程の改正について

(二) 鳥取県選挙運動管理規程の改正について

(三) 参議院議員通常選挙を目標とした公明選挙運動

の推進について

四 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便

発行日 火 金

発行所

鳥取県鳥取市東町

鳥取県印刷所